

平成 30 年 3 月 14 日

投資家各位

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

### 当社投資信託の約款変更について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当社業務につきましては、毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、下記のとおり、約款変更を実施することになりましたので、お知らせいたします。  
なお、当社では、本約款変更が投信法に定める「変更の内容が重大なもの」に該当しないと認識しており、実施にあたり、異議申立の手続きを行いません。

投資家各位におかれましては、変更内容をご確認いただきますとともに、引き続き、当社投資信託をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

#### 1 対象ファンド

- JA 日本株式マザーファンド
- JA 日本債券マザーファンド
- JA 海外株式マザーファンド
- JA 海外債券マザーファンド

(参考) 上記の親投資信託の受益証券を投資対象とする公募投資信託

- JA 日本株式ファンド
- JA 日本債券ファンド
- JA 海外株式ファンド
- JA 海外債券ファンド
- JA 資産設計ファンド（安定型／成長型／積極型）
- JA 海外債券ファンド（隔月分配型）

## 2 変更内容および理由

### 追加信託金の計算方法の変更

親投資信託の追加設定について、商品性向上を目的として、親投資信託の申込日当日の基準価額をもって追加設定を行う方法から、申込日の前営業日の基準価額をもって追加設定を行う方法へ約款変更を行うものです。

### 公募投資信託に求められる投資制限に関する記載の追加

一般社団法人投資信託協会の協会規則「投資信託等の運用に関する規則」において公募の証券投資信託に求められている信用リスク集中回避のための投資制限（第 17 条の 2）について、対象ファンド約款の運用の基本方針に当該規定を追加する約款変更を行うとともに、所要の整備を行うものです。

なお、本約款変更は、対象ファンドの運用方針等に影響を与えるものではありません。

## 3 変更適用日

平成 30 年 3 月 15 日（木）付で、別紙の新旧対照表のとおり変更します。

## 4 目論見書への対応について

交付目論見書及び請求目論見書の記載内容について、本約款変更の内容の反映は、各ファンドの定例改訂時に行ってまいります。

目論見書の改訂スケジュールは、以下を予定しております。

平成 30 年 4 月 19 日（木）	J A 日本債券ファンド
平成 30 年 5 月 17 日（木）	J A 日本株式ファンド
平成 30 年 6 月 20 日（水）	J A 海外株式ファンド
平成 30 年 7 月 14 日（土）	J A 海外債券ファンド
平成 30 年 8 月 11 日（土）	J A 海外債券ファンド（隔月分配型）
平成 30 年 8 月 17 日（金）	J A 資産設計ファンド（安定型／成長型／積極型）

## 5 本件にかかるご照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 企画部  
お客様専用フリーダイヤル 0120-439-244

以上

親投資信託

J A 日本債券マザーファンド 約款

・変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① (略)</p> <p>② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</p> <p>⑧～⑪ (略)</p> <p>⑫ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージ</u></p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① (同左)</p> <p>② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</p> <p>③～④ (同左)</p> <p>⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</p> <p>⑧～⑪ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

ヤー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(追加信託金の計算方法)

第 6 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た 投資信託財産の資産総額 から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額 をいいます。

(運用の指図範囲等)

第 10 条 (略)

②～④ (略)

⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図

(追加信託金の計算方法)

第 6 条 (新設)

追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た ものとします。以下同じ。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を 追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額 に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(運用の指図範囲等)

第 10 条 (同左)

②～④ (同左)

⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることと

をしません。

⑥ (略)

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 13 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

なる投資の指図をしません。

⑥ (同左)

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 13 条 委託者は、取得時において 信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、取得時において 信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、取得時において 信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

親投資信託

J A 日本株式マザーファンド 約款

・変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① (略)</p> <p>② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</p> <p>⑧～⑪ (略)</p> <p>⑫ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージ</u></p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① (同左)</p> <p>② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 20%以内とします。</p> <p>③～④ (同左)</p> <p>⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 20%以内とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</p> <p>⑧～⑪ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

ヤー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(追加信託金の計算方法)

第 6 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た 投資信託財産の資産総額 から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額 をいいます。

(運用の指図範囲等)

第 10 条 (略)

②～③ (略)

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図

(追加信託金の計算方法)

第 6 条 (新設)

追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た ものとします。以下同じ。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を 追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額 に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(運用の指図範囲等)

第 10 条 (同左)

②～③ (同左)

④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることと

をしません。

⑤ (略)

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 13 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

なる投資の指図をしません。

⑤ (同左)

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 13 条 委託者は、取得時において 信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、取得時において 信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、取得時において 信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

親投資信託

J A海外債券マザーファンド 約款

・変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p> <p>(追加信託金の計算方法)</p> <p>第6条 <u>追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。</u></p> <p>② <u>この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日に</u></p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ 同一銘柄の株式への投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>④～⑦ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(追加信託金の計算方法)</p> <p>第6条 <u>(新設)</u></p> <p><u>追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して</u></p>

における受益権総口数で除した金額を  
いいます。なお、外貨建資産（外国通  
貨表示の有価証券（以下「外貨建有価  
証券」といいます。）、預金その他の資  
産をいいます。以下同じ。）の円換算に  
ついては、原則として、わが国におけ  
る当日の対顧客電信売買相場の仲値に  
よって計算します。

③ （略）

**（同一銘柄の株式への投資制限）**

第 14 条 委託者は、信託財産に属する同一  
銘柄の株式の時価総額が、信託財産の  
純資産総額の 100 分の 5 を超えること  
となる投資の指図をしません。

得たものとします。以下同じ。）から  
負債総額を控除した金額（以下「純資  
産総額」といいます。）を 追加信託ま  
たは一部解約を行う前の 受益権総口  
数で除した金額に、当該追加信託に係  
る受益権の口数を乗じた額とします。  
なお、外貨建資産（外国通貨表示の有  
価証券（以下「外貨建有価証券」とい  
います。）、預金その他の資産をいいま  
す。以下同じ。）の円換算については、  
原則として、わが国における当日の対  
顧客電信売買相場の仲値によって計算  
します。

② （同左）

**（同一銘柄の株式への投資制限）**

第 14 条 委託者は、取得時において 信託  
財産に属する同一銘柄の株式の時価総  
額が、信託財産の純資産総額の 100 分  
の 5 を超えることとなる投資の指図を  
しません。

親投資信託

J A海外株式マザーファンド 約款

・変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① (略)</p> <p>② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>⑧～⑪ (略)</p> <p>⑫ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージ</u></p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① (同左)</p> <p>② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>③～④ (同左)</p> <p>⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>⑧～⑪ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

ヤー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(追加信託金の計算方法)

第 6 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た 投資信託財産の資産総額 から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額 をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ (略)

(追加信託金の計算方法)

第 6 条 (新設)

追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た ものとします。以下同じ。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を 追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額 に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② (同左)

<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(同一銘柄の株式等への投資制限)</p> <p>第 14 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。</p>	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第 10 条 (同左)</p> <p>②～③ (同左)</p> <p>④ 委託者は、<u>取得時において</u>信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>⑤ (同左)</p> <p>(同一銘柄の株式等への投資制限)</p> <p>第 14 条 委託者は、<u>取得時において</u>信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② 委託者は、<u>取得時において</u>信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>③ 委託者は、<u>取得時において</u>信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。</p>
---	--